

小金井市まちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 小金井市まちづくり委員会（第8条）

第3章 地区まちづくりの推進（第9条－第17条）

第4章 テーマ型まちづくりの推進（第18条－第20条）

第5章 地区計画等（第21条－第25条）

第6章 建築協定（第26条－第28条）

第7章 大規模土地取引行為の届出（第29条・第30条）

第8章 大規模開発事業の手続（第31条－第36条）

第9章 指定開発事業の手続（第37条－第48条）

第10章 雑則（第49条－第53条）

付則

前文

私たちのまち小金井市は、武蔵野の豊かな緑に囲まれた文教住宅都市です。市内には、野川や玉川上水などが流れ、また、小金井公園、武蔵野公園、野川公園などの都市公園、国分寺崖線の雑木林と湧水、さらには農地が点在し、水と緑に恵まれた環境があります。

このような水と緑をいかした街のたたずまいや風景・暮らしは、先人が築き上げた地域の歴史的文化的資産でもあり、私たちは、これらの資産を守りながら、さらに、人々が暮らし続けたいくなるようなまちを育み、次の世代に引き継いでいく責務を有しています。

私たちは、「いつまでも暮らし続けられる社会」の実現を目指し、小金井市を「人と自然とが共生し、小鳥のさえずりが聞こえるまち」、「誰もが安心して暮らせるふれあいのまち」、「人々が集い、明るい声が響く活気に満ちたおしゃれなまち」にするため、地域の人と人とのつながりを育み、市民が自ら「まちづくり」に参加できるように、ここに小金井市まちづくり条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市基本構想に基づき、小金井市都市計画マスタープランの基本目標の実現を図るため、市民等、事業者及び小金井市による協働の精神を基にそれぞれの責務等を明らかにするとともに、まちづくりの仕組み、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内で事業を営む者、市内に在勤・在学する者及び市内の土地もしくは建築物を所有し、又はその権利を有する者をいう。
- (3) 周辺住民 大規模開発事業に応じて規則で定める開発区域の周辺地域において、居住する者、事業を営む者、土地を所有する者及び建築物の全部又は一部を所有する者をいう。
- (4) 近隣住民 第37条に規定する指定開発事業に応じて規則で定める開発区域の近隣地域において、居住する者、事業を営む者、土地を所有する者及び建築物の全部又は一部を所有する者をいう。
- (5) 事業者 開発事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(まちづくりの推進)

第3条 市民等、事業者及び市は、次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 歴史や文化の息づくまちづくり
- (2) 美しい景観と街並みが楽しめるまちづくり
- (3) 水とみどり、生きものが共に暮らせるまちづくり
- (4) 環境負荷の少ないまちづくり
- (5) 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり
- (6) 福祉に配慮したまちづくり
- (7) にぎわいのあるまちづくり

(地区計画等、建築協定等の活用)

第4条 市民等、事業者及び市は、相互理解と協力の下に、地域の特性をいかした住みよいまちづくりを推進するために、地区計画等、建築協定その他まちづくりに関する法制度等の活用を努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、自発的にまちづくりに参加する権利を有するとともに、自らの創意工夫及び市民相互の協力により、主体的なまちづくりを推進し、実現するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する施策及び市民主体のまちづくり推進活動に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、まちづくりに関し、相手の立場を尊重するとともに、適正な手続に従って決定されたまちづくり計画を守るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、開発事業を行うに当たっては、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、開発事業を行うに当たっては、市民等が目指すまちづくりに協力し、紛争が生じた場合には、誠意をもって対応し、積極的に解決するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、まちづくりに関し、基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、市民等に対して適切な時期にまちづくりに関する情報を提供し、説明責任を果たすよう努めるとともに、市民等の主体的なまちづくり活動の支援を行うものとする。

3 市は、事業者に対し、住みよいまちづくりを推進するために必要な指導又は助言を行うものとする。

第2章 小金井市まちづくり委員会

(小金井市まちづくり委員会)

第8条 市は、まちづくりの推進を図るため、小金井市まちづくり委員会(以下「まちづくり委員会」という。)を置く。

2 まちづくり委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、及び審議

する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。
- 3 まちづくり委員会の委員は10人以内とし、次の者をもって構成する。
- (1) 公募による市民（市内に住所を有するものに限る。） 3人以内
 - (2) 学識経験者 4人以内
 - (3) 関係行政機関に勤務する職員 2人以内
 - (4) 市に勤務する職員 1人以内
- 4 まちづくり委員会に、委員長を置く。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 まちづくり委員会の会議は、原則として公開する。ただし、事業者等の申出又は出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3章 地区まちづくりの推進

（地区まちづくり計画）

第9条 地区まちづくり計画は、地区内の市民が主体となってまちづくりを推進しようとする規則に定める一定のまとまりをもった区域（以下この章及び次章において「地区」という。）を対象とし、地区の特性をいかした住みよいまちづくりを推進することを目的に、土地利用等に関する計画を定めたものをいう。

（地区まちづくり協議会）

第10条 市民等は、地区の市民（地区内の選挙人名簿に登録されている者に限る。）の過半数の参加を得て、地区まちづくり計画の検討を行うため、地区まちづくり協議会を設置することができる。ただし、設置しようとする地区まちづくり協議会は、規則に定める要件を満たしているものとする。

- 2 市長は、地区まちづくり協議会設置の申請があったときは、まちづくり委員会の意見を聴き、総合的に判断し、認定することができる。

3 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、その旨を公告するとともに、当該地区まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。

4 市は、認定をした地区まちづくり協議会に対し、必要な支援を行うものとする。

5 地区まちづくり協議会は、まちづくり活動の成果を市長に報告しなければならない。

(地区まちづくり計画の素案の提案)

第11条 地区まちづくり協議会は、地区内の土地の所有権又は地区内の建築物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権もしくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の3分の2以上の者の同意(同意した者が所有するその地区内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその地区内の土地の地積の合計が、その地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得て、地区まちづくり計画の素案を市長に提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、まちづくり委員会の意見を聴き、当該地区まちづくり計画の素案が市の施策に整合し有益と認めるときは、当該素案を踏まえた地区まちづくり計画の案を作成するものとする。

3 市長は、前項のまちづくり委員会の意見を踏まえて、地区まちづくり計画の案を作成することが適切でないと判断したときは、遅滞なくその理由を当該素案を提案した地区まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。

4 地区まちづくり協議会は、前項の通知を受けたときは、第1項の規定による地区まちづくり計画の素案を市長に再度提案することができる。

(地区まちづくり計画の案の縦覧等)

第12条 市長は、前条第2項の規定により地区まちづくり計画の案を作成したときは、その旨を公告し、当該公告の日の翌日から起算して2週間当該地区まちづくり計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 市民等は、前項による地区まちづくり計画の案について意見を有するときは、縦覧開始の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

(地区まちづくり計画の決定)

第13条 市長は、前条の手續の完了後、まちづくり委員会の意見を聴き、地区まち

づくり計画を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりまちづくり委員会の意見を聴くときは、前条第2項の規定による意見書の要旨等をまちづくり委員会に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定によるまちづくり委員会の意見を踏まえて地区まちづくり計画を決定することが適切でないと判断したときは、遅滞なくその理由を当該素案を提案した地区まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。

(地区まちづくり計画の告示等)

第14条 市長は、地区まちづくり計画を決定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 地区まちづくり計画は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

3 市長は、第1項の規定により告示をした日から地区まちづくり計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 市長は、地区まちづくり計画の決定内容について、広く市民等及び関係機関に周知するよう努めなければならない。

(地区まちづくり計画の変更)

第15条 市長は、地区まちづくり計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該地区まちづくり計画を変更しなければならない。

2 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画の変更を市長に提案することができる。

3 第11条の規定は、前項の規定による地区まちづくり計画の変更の提案について準用する。

4 第12条から前条までの規定は、第1項の規定による地区まちづくり計画の変更について準用する。この場合において、第12条第1項中「前条第2項の規定により地区まちづくり計画の案を作成したときは」とあるのは、「地区まちづくり計画を変更する必要があるときは」と読み替えるものとする。

(地区まちづくり計画の推進)

第16条 市民等及び事業者は、地区まちづくり計画の趣旨にかんがみ、定められた地区まちづくり計画を尊重するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、市民等及び事業者に対し、当該まちづくり計画との整合に努めるよう指導及び助言を行うことができる。

3 市は、当該地区まちづくり協議会と、定められた地区まちづくり計画の推進等に

関して、協定の締結をすることができる。

- 4 事業者は、地区まちづくり計画が定められた地区内で規則に定める建築行為又は開発行為等を行うときは、当該事業の内容について市長に届け出るものとする。
- 5 前項の届出は、法第29条の規定による許可、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認その他これらに類する法令に基づく許可等の申請の前に行うものとする。

(地区まちづくり準備会)

- 第17条 市民等は、地区の市民の参加を得て、地区まちづくり協議会を設立することを目的として、地区まちづくり準備会を設置することができる。ただし、設置しようとする地区まちづくり準備会は、規則に定める要件を満たしているものとする。
- 2 市長は、地区まちづくり準備会の設置の申請があったときは、まちづくり委員会の意見を聴き、認定することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、当該地区まちづくり準備会の代表者に通知しなければならない。
 - 4 市は、認定をした地区まちづくり準備会に対し、必要な支援を行うものとする。
 - 5 地区まちづくり準備会は、活動の内容を市長に報告しなければならない。

第4章 テーマ型まちづくりの推進

(テーマ型まちづくり)

- 第18条 テーマ型まちづくり活動とは、緑の保全、福祉のまちづくりその他特定の分野についてのまちづくりに関する調査、研究等の取組をいう。
- 2 テーマ型まちづくり提案とは、前項の活動によるまちづくりを行うために定めた提案をいう。

(テーマ型まちづくり協議会)

- 第19条 市民等は、テーマ型まちづくり活動を行うため、テーマ型まちづくり協議会を設置することができる。ただし、設置しようとするテーマ型まちづくり協議会は、規則に定める要件を満たしているものとする。
- 2 市長は、テーマ型まちづくり協議会の設置の申請があったときは、まちづくり委員会の意見を聴き、認定することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、当該テーマ型まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。
 - 4 市は、認定をしたテーマ型まちづくり協議会に対し、必要な支援を行うものとする。

る。

5 テーマ型まちづくり協議会は、活動を行うに当たり、土地所有者等の意見が十分に反映されていなければならない。

6 テーマ型まちづくり協議会は、まちづくり活動の成果を市長に報告しなければならない。

(テーマ型まちづくり提案)

第20条 テーマ型まちづくり協議会は、テーマ型まちづくり活動の成果をテーマ型まちづくり提案として市長に提出することができる。

2 テーマ型まちづくり協議会は、前項の提案をするときは、その内容が土地利用等の制限に関する事項を含むときは、土地所有者等の3分の2以上の者の同意(同意した者が所有するその地区内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその地区内の土地の地積の合計が、その地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得て行うものとする。

3 市長は、前項の規定による提案があったときは、まちづくり委員会の意見を聴き、当該提案が市の施策に整合し有益と認めるときは、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

第5章 地区計画等

(地区計画等の案の作成手続等)

第21条 法第16条第2項の規定による地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法並びに同条第3項の規定による地区計画等に関する都市計画の決定もしくは変更又は地区計画等の原案となるべき事項を申し出る方法については、この章に定めるところによる。

(地区計画等の原案の申出等)

第22条 地区まちづくり協議会は、法第16条第3項の規定により地区計画等に関する都市計画の決定もしくは変更又は地区計画等の原案を市長に申し出ることができる。

2 地区まちづくり協議会は、前項の規定による申出を行う場合においては、規則で定めるところにより、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面並びに規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市は、第1項の規定による申出を行おうとする地区まちづくり協議会に対し、地

区計画等に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第23条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(説明会の開催等)

第24条 市長は、前条に定めるもののほか、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第25条 法第16条第2項に規定する者は、第23条の規定により公衆の縦覧に供された地区計画等の原案に対して意見書を提出する場合は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに、意見を書面にて市長に提出しなければならない。

第6章 建築協定

(建築協定)

第26条 この章の規定は、建築基準法第69条の規定に基づき、建築協定に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第27条 市の区域内において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。

(他の法令等との関係)

第28条 前条の規定による建築物に関する協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものでなければならない。

第7章 大規模土地取引行為の届出

(大規模土地取引行為の届出)

第29条 5,000平方メートル以上の土地の所有権、地上権もしくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）を行う契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利を移転しようとする者は、大規模土地取引行為の日の3か月前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

（大規模土地取引行為の届出に対する助言）

第30条 市長は、前条の規定による届出があったときは、市のまちづくりに関する計画に照らし、土地に関する権利を移転しようとする者に対し、当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により助言を行うに当たっては、まちづくり委員会の意見を聴くことができる。

第8章 大規模開発事業の手続

（土地利用構想の届出等）

第31条 次の各号に掲げる大規模開発事業のいずれかを行おうとする者（以下「大規模開発事業者」という。）は、あらかじめ市と協議しなければならない。

(1) 開発区域の面積が5,000平方メートル以上の開発事業

(2) 100戸以上の共同住宅又は延べ床面積が10,000平方メートル以上の建築物の建設事業

2 大規模開発事業者は、前項の規定による協議をしようとするときは、当該大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期までに、規則で定める大規模開発事業に関する土地利用構想を市長に届け出なければならない。

（土地利用構想の公開等）

第32条 市長は、前条第2項の規定による土地利用構想の届出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該公告の日の翌日から起算して3週間当該土地利用構想の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 大規模開発事業者は、前項に規定する期間内に、前条第2項の規定により届け出た土地利用構想を周辺住民に周知させるため、規則で定めるところにより、当該土地利用構想及び説明会の告知に係る標識を設置し、説明会を開催しなければならない。

3 大規模開発事業者は、前項に規定する説明会を開催したときは、開催日の翌日か

ら起算して1週間以内に、当該説明会の開催状況、結果等について市長に報告しなければならない。

(意見書の提出等)

第33条 大規模開発事業について意見を有する周辺住民は、前条第1項に規定する公告の日の翌日から起算して4週間を経過する日までに、意見を書面にて市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間満了後、速やかに当該意見書の写しを大規模開発事業者に送付するものとする。

(構想見解書の提出等)

第34条 大規模開発事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に記載された意見に対する見解を記載した書面(以下「構想見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による構想見解書の提出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該公告の日の翌日から起算して2週間当該構想見解書の写し及び意見書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(土地利用構想の変更の届出)

第35条 大規模開発事業者は、第31条第2項の規定により届け出た土地利用構想に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、変更の程度が著しいと認めるとき、又は当該変更後の土地利用構想が市のまちづくりに関する計画に照らし、適合しないと認めるときは、当該開発事業者に対し、改めて第32条から前条までの規定による手続の全部又は一部を経るよう求めるものとする。

(指導又は助言)

第36条 市長は、第31条第2項の規定による土地利用構想の届出があったときは、市のまちづくりに関する計画に照らし、大規模開発事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導又は助言を行うに当たっては、あらかじめまちづくり委員会の意見を聴くことができる。

第9章 指定開発事業の手続

(開発基準の遵守等)

第37条 次の各号のいずれかに該当する開発事業(以下「指定開発事業」という。)

を行おうとする事業者は、市長が別に定める基準により公共施設及び公益的施設の設置を行うとともに、当該指定開発事業の施行に関し、必要な事項を遵守するものとする。

- (1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 建築敷地面積が1,000平方メートル以上を必要とする建築物の建設事業
- (3) 高さが10メートルを超える建築物（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地上3階以上の建築物）の建設事業。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。
- (4) 計画戸数が20戸以上の共同住宅の建設事業。ただし、地上3階以上の建築物とする。
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
（環境配慮指針）

第38条 市長は、生活環境、文化的環境、自然的環境及び地球環境の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項として環境配慮指針を定めるものとする。

- 2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 3 事業者は、指定開発事業を行うに当たり、環境配慮指針に基づき必要な措置を講ずるものとする。
（事前相談）

第39条 事業者は、指定開発事業を行おうとするときは、あらかじめ市と相談しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による相談があつたときは、事業者に対し、当該指定開発事業の計画等に関する必要な指導及び助言を行うものとする。
（近隣住民への周知）

第40条 事業者は、規則で定めるところにより、当該指定開発事業区域内の道路に面した箇所その他公衆の見やすい位置に、前条の指定開発事業に係る事業計画を明示した標識を設置しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに市長に届け出なけ

ればならない。

- 3 事業者は、近隣住民に対し、説明会等の方法により当該指定開発事業の事業計画及び工事計画について説明し、十分に話し合いを行い、その理解を得るよう努めなければならない。
- 4 事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 事業者は、近隣住民からの申出があったときは、第3項に規定するもののほか、当該指定開発事業の事業計画及び工事計画について、説明会等の方法により近隣住民に説明しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- 7 事業者及び近隣住民は、紛争が生じた場合は、それぞれ相手の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

(事前協議)

第41条 事業者は、前条第3項の規定による説明を行った後、規則で定める事前協議書を市長に提出し、市と協議しなければならない。

- 2 前項の事前協議の申請は、法第29条の規定による許可、建築基準法第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認その他これらに類する法令に基づく許可等の申請の前に行わなければならない。

(同意、協議及び協定の締結)

第42条 事業者は、前条の規定による協議がすべて整ったときは、規則で定める同意・協議申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市及び事業者は、前項の同意・協議申請書に基づき、当該指定開発事業に係る公共施設の整備、管理、帰属その他必要事項について協定を締結しなければならない。
- 3 市長は、事業者に対し、前項の協定の締結とあわせて、規則で定める同意書を交付しなければならない。
- 4 事業者は、第2項の協定の内容について変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て、市と協議しなければならない。
- 5 第1項の規定は、前項の規定による協議の結果、既に締結した協定の内容を変更する場合について準用する。

(工事着手の制限)

第43条 事業者及び工事施工者は、前条第2項の協定を締結した日以後に、指定開発事業に関する工事に着手しなければならない。

(工事着手の届出)

第44条 事業者は、指定開発事業に関する工事に着手しようとするときは、あらかじめ規則で定める工事着手届を市長に提出しなければならない。

(中間検査等)

第45条 事業者は、指定開発事業に係る工事の進ちょく状況により、必要に応じて市長の中間検査又は確認を受けなければならない。

(工事完了の届出等)

第46条 事業者は、指定開発事業に関する工事が完了したときは、速やかに規則で定める工事完了届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく工事が同意書及び協定の締結の内容に適合しているかどうかを確認しなければならない。

3 市長は、前項の確認の結果、同意書及び協定の締結の内容に適合していない箇所があると認めるときは、事業者に対し、当該箇所を是正するよう指導するものとする。

4 市長は、同意書及び協定の締結の内容に適合していると認める場合は、事業者に規則で定める検査済証を交付しなければならない。

(公共施設等の管理、帰属等)

第47条 指定開発事業により整備された公共施設等の管理、帰属等の手続については、規則で定めるところによる。

(市区域をまたぐ指定開発事業の取扱い)

第48条 市長は、小金井市域を越えて影響を及ぼすと認められる指定開発事業について、隣接する自治体の長に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 事業者は、自ら行う指定開発事業の影響が小金井市域を越えて隣接する自治体に及ぶことが予想されるときは、市及び隣接する自治体と協議し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10章 雑則

(勧告)

第49条 市長は、大規模土地取引行為により土地に関する権利を移転しようとする

者、大規模開発事業者、指定開発事業を行う事業者又は工事施工者（以下「事業者等」という。）が次のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第29条の規定による大規模土地取引行為の届出をしないとき。
- (2) 第31条第2項の規定による土地利用構想の届出をしないとき。
- (3) 第42条第2項の規定による協定の締結を行わないとき。
- (4) 第43条の規定に違反して工事に着手したとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を行うに当たっては、まちづくり委員会の意見を聴くことができる。

（意見の機会）

第50条 市長は、前条第1項の規定による勧告に対し、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

（公表）

第51条 市長は、第49条第1項の規定による勧告の経過等について公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行うに当たっては、まちづくり委員会の意見を聴くことができる。

（適用除外）

第52条 次に掲げる事項については、第29条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法に基づく都市計画事業
- (2) 市街地開発事業
- (3) 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人が行う開発事業で、計画的な土地利用が行われると市長が認めるもの
- (4) 災害時に必要な応急措置として行われるもの
- (5) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で、市長が認めるもの

（委任）

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める

日から施行する。

(規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(小金井市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止)

3 小金井市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和63年条例第28号)は、廃止する。

(小金井市地区計画等の案の作成手続に関する条例の廃止に伴う経過措置)

4 付則第3項の規定による廃止前の小金井市地区計画等の案の作成手続に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

5 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

都市計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

を

」

「

都市計画審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
まちづくり委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に

」

改める。